

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号 井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276 担当:大庫(おおくら)

平成 27 年 4月1日施行

# 労働契約法 無期転換ルールの特例について

平成25年4月に改正された労働契約法の有期労働者における無期転換ルール(※)について、 平成27年4月1日より特例を認める法律(有期雇用特別措置法)が施行されます。 今回のあおぞらレターでは、この有期雇用特別措置法についてお伝えします。

※無期転換ルールとは・・・

平成25年4月1日以降に開始した、有期の労働契約について(更新含め)

5 年を超えて労働契約が締結された場合に、本人が無期契約への転換の申し込みができるというルール (詳しい内容は、あおぞらレター108号、117号をご覧ください)

### 改正の内容

対象の労働者について、認定を受けた場合は「無期転換の申し込みができない」 特例の適用を受けることができます。

#### 対象の労働者等の範囲

- かつ高度の専門知識等を有する者) がプロジェクト等に従事する場合
- 継続雇用の高齢者(定年後の雇用で 特殊関係事業主《いわゆるグループ会社》 に雇用される場合を含む)

#### 特例の適用を受ける手続き

① 高度専門職(年収が1,075万円以上、「雇用管理措置」の計画を作成し、労働局の認定を受けることが必要 実行性を伴った「計画」である必要があります。

- ※申請を行い、認定通知書の交付を受ける必要があります。
- ※申請には、行おうとする雇用管理措置の契約内容について記載のほか、 原則、継続雇用制度の導入状況を確認するための就業規則等の 添付が必要です。
- ※申請は本社等を管轄する労働局に提出します(本社・本店で一括して 作成します)。また労働基準監督署を経由して提出することもできます。

## 「継続雇用の高齢者」に対する「雇用管理措置」とは・・・

「② 継続雇用の高齢者」の場合、次のような措置(1つ以上)を行うことについて申請書に記載し、 それぞれの措置を講じていることがわかる資料(就業規則など)を添付する必要があります。

#### 雇用確保措置 ●高年齢者雇用推進者とは・・・ ①高年齢者雇用推進者の選任 高年齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を 図るための業務を担当する者 ②職業能力の開発及び向上の ●教育訓練の実施、教育訓練の受講機会の確保など ための教育訓練の実施等 (高年齢者の有する知識、経験等を活用するために効果的であること) ③作業施設・方法の改善 ●作業補助具の導入、作業の平易化など ●職場の安全性の確保、健康状態を踏まえた適正な配置など ④健康管理、安全衛生の配慮 ●高齢化に対応した職務の再設計の実施など ⑤職域の拡大 (身体的機能低下への影響が少ない職務、高年齢者の能力等が活用できる職務など) ⑥知識、経験等を活用できる ●高年齢者の知識・経験等を活用できる配置、 配置、処遇の推進 高年齢者の知識・経験等を評価し処遇できる仕組みの整備など ●高年齢者の能力・職務等の要素を重視する賃金制度の整備 ⑦賃金体系の見直し (高年齢者の就労の機会を確保することが目的であること) 短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制の導入、ワークシェアリングの活用など ⑧勤務時間制度の弾力化

●無期転換ルールの特例についての詳細 (厚生労働省ホームページより)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000075676,pdf

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL, 03-3526-4277